

評議員會の議決を経て別に之を定む

第三十四條 本寄附行為の條項は評議員總數の三分の二以上の同意を経且つ主務官廳の認可を受けて之を變更する事を得り

但し第四條の變更に就ては評議員の同意を経る事を要せし

### 第十一章 附則

第三十五條 本會設立當時に於ける會長其他役員の職務は設立者に於て之を行ふ

### 第二節 協調會設立の趣旨

#### 第一項 協調會設立の趣旨と勞働界の動向

協調會の創立に關して、最初の主唱者は當時の内務大

臣床次竹次郎氏であつて、前節に述べた如く、同氏はこのため或は實業家と懇談し、或は言論界、學界、宗教界等凡ゆる方面の主要人物と折衝して、その當時に於ける政府、資本家等の中における保守的思想と學界、言論界等に於ける新鋭なる思想との調和に苦心したか、同會の設立に關して澁澤男爵の共鳴を得て大いにその意を強うしたのであつた。其の後、實業界の長老たる同男爵は實に協調會の創立より引續き終始これを指導せる大功勞者であつた。而して、世界大戰以來の勞働問題の險悪化に當面して、前節に再録せる協調會發起人會に於ける趣旨の説明中に示ある如く、同氏は當面の勞働問題は到底日本舊來の温情主義のみを以ては解決し得ざることとを理解し、社會政策の見地に立つて、勞資間の協調を圖らん